



吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条
に基づく開示事項)



2022 年 4 月 1 日

凸版印刷株式会社
株式会社トッパンフォトマスク

2022年4月1日

吸収分割に係る事後開示書類
(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

東京都台東区台東一丁目5番1号
凸版印刷株式会社
代表取締役 鷹 秀晴

[印]



東京都港区芝浦三丁目19番26号
株式会社トッパンフォトマスク
代表取締役 二ノ宮 照雄

[印]



凸版印刷株式会社(以下「甲」といいます。)及び株式会社トッパンフォトマスク(以下「乙」といいます。)は、2022年1月27日付で吸収分割契約書を締結し、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社、効力発生日を2022年4月1日として、甲がその営むフォトマスク事業及びこれに付随又は関連する事業(中華凸版電子股份有限公司におけるOCF事業及びToppan Photomasks Round Rock Inc.におけるeCover製造事業に付随又は関連する事業を含みます。)に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日(会社法施行規則第189条第1号)

2022年4月1日

2. 吸収分割会社における次に掲げる事項(会社法施行規則第189条第2号)

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第2項本文に規定する場合(簡易吸収分割)に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求(会社法第785条)

本吸収分割は、会社法第784条第2項に定める簡易分割の要件を満たすことから、甲に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

ii 新株予約権買取請求(会社法第787条)

甲は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

iii 債権者の異議（会社法第 789 条）

甲は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2022 年 2 月 8 日付の電子公告及び 2022 年 2 月 9 日付の官報にて、吸収分割をする旨、乙の商号及び住所、甲及び乙の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べるができる旨を、公告いたしました。が、所定の期間内に、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継株式会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定に従って、乙に対して請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

乙は、会社法第 797 条第 3 項の規定に基づき、2022 年 1 月 27 日付で、乙の株主に対し、吸収分割をする旨並びに甲の商号及び住所に係る通知を行いました。が、所定の期間内に、同条第 1 項に従って、乙に対して株式の買取請求を行った株主はいませんでした。

ii 債権者の異議（会社法第 799 条）

乙は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2022 年 2 月 9 日付で、吸収分割をする旨、甲の商号及び住所、甲及び乙の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べるができる旨を、官報にて公告しましたが、所定の期間内に、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。なお、乙には、知っている債権者はいませんでしたので、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づく知っている債権者に対する各別の催告はいたしませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

乙は、本吸収分割の効力発生日である 2022 年 4 月 1 日をもって、甲から、甲が営むフォトマスク事業及びこれに付随又は関連する事業（中華凸版電子股份有限公司における OCF 事業及び Toppan Photomasks Round Rock Inc.における eCover 製造事業に付随又は関連する事業を含みます。）に関して有する権利義務を承継いたしました。甲から承継した資産及び負債の額は、それぞれ 84,299 百万円（概算値）及び 748 百万円（概算値）です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本吸収分割の効力発生日である 2022 年 4 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。

6. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

甲は、会社法第 784 条第 2 項の規定に基づき、本吸収分割に係る吸収分割契約について同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本吸収分割を行いました。



以上

